

保育短時間

保育料基準額表（令和元年10月1日～）

※ 令和2年度の保育料は、定期的な見直しによる検討中となります。  
最新の保育料は区ホームページをご覧ください。

(単位:円)

世帯の階層区分		保育料（月額）				月額延長保育料(区立保育園)(備考6)		
階層	所得等の条件	0歳～2歳児クラス			3歳児クラス以上	0歳～2歳児クラス	3歳児クラス	4歳・5歳児クラス
		第1子	第2子	第3子				
A (備考4)	生活保護世帯	0	0					
B (備考4)	A階層の世帯を除く 市区町村民税非課税世帯	ひとり親等世帯(備考5)	0	0				
	ひとり親等世帯以外	0	0					
C1 (備考4)	A階層の世帯を除く市区町村民税均等割のみ課税世帯	3,000	900					
C2 (備考4)	A階層の世帯を除く市区町村民税所得割額が	7,000円未満相当の世帯	3,500	1,050	第3子以降の保育料はかかりません。 (延長保育料を除く)	幼児教育・保育の無償化により、 (延長保育料を除く)		
C3 (備考4)		7,000円以上相当の世帯 48,600円未満相当の世帯	4,200	1,260				
D1 (備考4)		48,600円以上相当の世帯 52,500円未満相当の世帯	7,700	2,310				
D2 (備考4)		52,500円以上相当の世帯 55,000円未満相当の世帯	9,500	2,850				
D3 (備考4)		55,000円以上相当の世帯 60,000円未満相当の世帯	10,700	3,210				
D4 (備考4)		60,000円以上相当の世帯 75,000円未満相当の世帯	17,600	5,280				
D5 (備考4)		75,000円以上相当の世帯 97,000円未満相当の世帯	21,900	6,570				
D6		97,000円以上相当の世帯 115,000円未満相当の世帯	24,600	7,380				
D7		115,000円以上相当の世帯 130,000円未満相当の世帯	27,100	8,130				
D8		130,000円以上相当の世帯 150,000円未満相当の世帯	29,200	8,760				
D9		150,000円以上相当の世帯 169,000円未満相当の世帯	31,500	9,450				
D10		169,000円以上相当の世帯 185,000円未満相当の世帯	33,500	10,050				
D11		185,000円以上相当の世帯 200,000円未満相当の世帯	35,500	10,650				
D12		200,000円以上相当の世帯 215,000円未満相当の世帯	37,300	11,190				
D13		215,000円以上相当の世帯 230,000円未満相当の世帯	39,300	15,720				
D14		230,000円以上相当の世帯 245,000円未満相当の世帯	40,900	16,360				
D15		245,000円以上相当の世帯 260,000円未満相当の世帯	42,700	17,080				
D16		260,000円以上相当の世帯 280,000円未満相当の世帯	44,200	17,680				
D17		280,000円以上相当の世帯 301,000円未満相当の世帯	46,000	18,400				
D18		301,000円以上相当の世帯 340,000円未満相当の世帯	49,800	24,900				
D19		340,000円以上相当の世帯 397,000円未満相当の世帯	56,200	28,100				
D20		397,000円以上相当の世帯 460,000円未満相当の世帯	61,700	30,850				
D21		460,000円以上相当の世帯 510,000円未満相当の世帯	66,000	33,000				
D22		510,000円以上相当の世帯 560,000円未満相当の世帯	69,300	34,650				
D23	560,000円以上相当の世帯 610,000円未満相当の世帯	72,700	36,350					
D24	610,000円以上相当の世帯	76,300	38,150					

延長保育(月極)は利用できません。

(備考)

- この表において保育料を算出する場合における市区町村民税は、4月分から8月分までの保育料にあつては平成30年度分、9月分から翌年3月分までの保育料にあつては平成31年(令和元年)度分とします。
- 保育料の算定に際し、寄付金控除、配当控除、外国税控除、配当・譲渡割控除及び住宅取得控除等適用されない税額控除があります。
- 原則、第2子・第3子基準額は、同一世帯に保護者が扶養する児童が2人以上いる場合(年齢、同居の有無を問いませんが、扶養する児童と世帯が別の場合は別途申請が必要です)の第2子・第3子に適用します。ただし、ひとり親等の世帯のうち、A～D5階層(所得割額77,101円未満まで)の場合には、P.29「ひとり親等世帯の負担軽減について」をご参照ください。
- B階層等におけるひとり親等世帯とは、母子世帯等・在宅障害児(者)のいる世帯のことをいいます。
- 保育料の減額及び免除は申請に基づき適用します。
- 保育料の算定に必要な資料の提出がない場合には、最高額を適用します。
- 延長保育料は1時間利用した場合の月額の金額です。